

# 令和 8 年度忠岡町一般廃棄物処理実施計画

## 第 1 基本事項

### 1 計画の目的

本計画は、令和 8 年度に忠岡町内から発生する一般廃棄物に関し、減量・資源化を推進するとともに、その適正な処理を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第6条第1項に基づき、処理実施計画を定めるもの。

### 2 計画対象区域

忠岡町全域

### 3 処理人口

16, 017 人(令和 8 年 2 月 28 日現在)

### 4 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 第2 ごみ処理

### 1 令和7年度実績値(見込み)と基本計画における予測値・目標値の比較

令和7年度における総排出量(見込値)は、「減量目標等を含まない趨勢予測値」を下回るものの、「減量効果と再資源化の効果を見込んだ目標値」は上回る見込みとなる。また、令和7年度実施計画において新たに設定した「令和6年度実績見込みを基に算出した令和7年度予測値」と比較すると施設のごみを除いて予測値を下回る見込みとなる。

項目			単位	令和7年度 実績見込み	令和6年度実績見込みを 基に算出した令和7年度 予測値	減量目標等を含まない 趨勢予測値 (令和7年度)	減量効果と再資源化の 効果を見込んだ目標値 (令和7年度)
収集	可燃ごみ	一般家庭ごみ	t/年	2,100.21	2,113.51	2,890.88	2,798.76
	粗大ごみ	粗大ごみ	t/年	272.86	256.25	324.55	312.37
	資源ごみ	資源ごみ(缶・ビン)	t/年	132.32	143.68	190.46	188.15
		ペットボトル	t/年	48.08	51.05	48.79	48.20
		その他プラ	t/年	169.10	173.95	159.02	164.95
		(小計)	t/年	349.50	368.68	398.27	401.30
	(計)	t/年	2,722.57	2,738.44	3,613.70	3,512.43	
直接搬入	事業系ごみ	事業系ごみ	t/年	1,758.35	1,766.15	811.71	799.42
	公共施設	施設のごみ	t/年	116.64	113.15	114.70	113.15
	清掃、不法投棄	その他	t/年	184.12	197.10	201.32	197.10
	(計)	t/年	2,059.11	2,076.40	1,127.73	1,109.67	
集団回収	古紙・古布	t/年	356.78	395.02	403.21	455.40	
(総排出量)			t/年	5,138.46	5,209.86	5,144.64	5,077.50

※令和7年度実績値について、本計画作成時点では令和8年2月までの実績値しか得られなかったことから、令和8年3月についても平均的に発生するものとし、令和7年度実績見込みとして表している。また、集団回収については前期分の実績値しか得られなかったことから、後期も同じ値であると仮定して令和7年度実績見込みを算定した。

※減量目標等を含まない趨勢予測値とは、忠岡町一般廃棄物処理基本計画(令和5年3月策定)p.47に示される予測値であり、平成29年度から令和3年度のごみ排出量実績値に対して、理論的傾向線を当てはめて予測を行った値。

※減量効果と再資源化の効果を見込んだ目標値とは、忠岡町一般廃棄物処理基本計画(令和5年3月策定)p.59に示される目標値であり、減量目標等を含まない趨勢予測値に対して、減量及び再資源化施策の実施による影響を加味した値。

※令和6年度実績見込みを基に算出した予測値は、令和6年度実績見込み量に対して、可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ及び集団回収については人口予測値(忠岡町一般廃棄物処理基本計画(令和5年3月策定)p.42)と比例し、事業系ごみについては事業所数の予測値と比例して増減するものとして予測を行ったもの。また、施設のごみ及びその他については減量効果と再資源化の効果を見込んだ目標値と同じ値を採用している。事業所数の予測に当たっては、事業所・企業統計調査(平成13年,18年)、経済センサス基礎調査(平成21年,26年)及び経済センサス活動調査(平成24年,28年,令和3年)における事業所数(いずれも公務を除く)に対して、推計式による予測を行い、過去の実績の傾向を最も良好に反映しているものを採用した。

## 2 令和8年度一般廃棄物の発生量(収集量)の見込み

### (1)ごみ

項目		単位	令和6年度実績見込みを 基に算出した令和8年度 予測値	減量目標等を含まない 趨勢予測値 (令和8年度)	減量効果と再資源化の 効果を見込んだ目標値 (令和8年度)	
収集	可燃ごみ	一般家庭ごみ	t/年	2,108.40	2,868.53	2,747.22
	粗大ごみ	粗大ごみ	t/年	255.63	322.03	308.71
	資源ごみ	資源ごみ(缶・ビン)	t/年	143.33	188.99	185.95
		ペットボトル	t/年	50.92	48.41	47.64
		その他プラ	t/年	173.53	157.79	163.02
		(小計)	t/年	367.78	395.19	396.61
(計)	t/年	2,731.81	3,585.75	3,452.54		
直接搬入	事業系ごみ	事業系ごみ	t/年	1,725.15	809.09	799.39
	公共施設	施設のごみ	t/年	113.15	114.33	113.15
	清掃、不法投棄	その他	t/年	197.10	200.67	197.10
	(計)	t/年	2,035.40	1,124.09	1,109.64	
集団回収	古紙・古布	t/年	394.07	395.61	464.50	
(総排出量)		t/年	5,161.28	5,105.45	5,026.68	

※令和6年度実績見込みにおいて、減量目標等を含まない趨勢予測値及び減量効果と再資源化の効果を見込んだ目標値と比較して、一般家庭ごみについて大幅な減少、事業系ごみについて大幅な増加が見られたことから、令和6年度実績見込みを基に算出した予測値を掲載している。

※令和6年度実績見込みを基に算出した予測値では、令和6年度実績見込み量に対して、可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ及び集団回収については人口予測値(忠岡町一般廃棄物処理基本計画(令和5年3月策定)p.42)と比例し、事業系ごみについては事業所数の予測値と比例して増減するものとして予測を行った。また、施設のごみ及びその他については減量効果と再資源化の効果を見込んだ目標値と同じ値を採用している。事業所数の予測に当たっては、事業所・企業統計調査(平成13年,18年)、経済センサス基礎調査(平成21年,26年)及び経済センサス活動調査(平成24年,28年,令和3年)における事業所数(いずれも公務を除く)に対して、推計式による予測を行い、過去の実績の傾向を最も良好に反映しているものを採用した。

### (2)犬、猫等の死体

79体/年

※令和6年度実績78体/年と令和7年度実績見込み79体/年(本計画作成時点では令和8年2月までの実績値しか得られなかったことから、令和8年3月についても平均的に発生するものとして算出した。)から、平均により令和8年度における発生量を算出した(小数点第一位を四捨五入)。

### 3 一般廃棄物の処理形態

#### (1)ごみ

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	一般家庭ごみ	【収集方法】 戸別収集 【収集回数】 週2回 【形態】 委託 【搬入先】 積替施設で大型車に積替えを行い、民間処理施設へ搬入	【処理方法】 焼却処理(その後の焙焼処理を含む) メタン発酵処理 【処理形態】 委託 【処理主体】 民間処理施設	焙焼後の灰は路盤材として再利用(一部、再利用不可な残渣については最終処分場で埋立処分)
粗大ごみ	可燃ごみ	【収集方法】 戸別収集、自己搬入 【収集回数】 随時 【形態】 委託 【搬入先】 積替施設で大型車に積替えを行い、民間処理施設へ搬入	【処理方法】 焼却処理(その後の焙焼処理を含む) 【処理形態】 委託 【処理主体】 民間処理施設	焙焼後の灰は路盤材として再利用(一部、再利用不可な残渣については最終処分場で埋立処分)
	不燃ごみ	【収集方法】 戸別収集、自己搬入 【収集回数】 随時 【形態】 委託 【搬入先】 積替施設で選別を行い、資源再生業者へ搬入	【処理方法】 再資源化(金属類)、再資源化(プラスチック類) 【処理形態】 委託 【処理主体】 資源再生業者	金属類、プラスチック類は資源再生業者において資源化し、陶磁器屑等の残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター-大阪沖埋立処分場において埋立処分
事業系一般廃棄物		【形態】 許可業者※下記のとおり 【搬入先】 積替施設で大型車に積替えを行い、民間処理施設へ搬入	【処理方法】 焼却処理(その後の焙焼処理を含む) メタン発酵処理 【処理形態】 委託 【処理主体】 民間処理施設	焙焼後の灰は路盤材として再利用(一部、再利用不可な残渣については最終処分場で埋立処分)

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項に規定する許可業者

[種別/一般廃棄物(ごみ)](株)フジワラー、(有)伊田清掃、藤原環境(株)、(有)ショウワメンテナンス

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
資源ごみ	カン類	【収集方法】 戸別収集 【収集回数】 週1回 【形態】 委託 【搬入先】 選別施設	【処理方法】 再資源化(スチール缶)、再資源化(アルミニウム缶) 【処理形態】 委託 【処理主体】 資源再生業者	資源再生業者において資源化
	ビン類	【収集方法】 戸別収集 【収集回数】 週1回 【形態】 委託 【搬入先】 選別施設	【処理方法】 再資源化 【処理形態】 委託 【処理主体】 資源再生業者	分別後、資源再生業者において資源化し、ガラスくず等の残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場において埋立処分
	ペットボトル	【収集方法】 戸別収集 【収集回数】 月2回 【形態】 委託 【搬入先】 減容施設	【処理方法】 再資源化 【処理形態】 委託 【処理主体】 指定法人	指定法人において資源化
	プラスチック製容器包装	【収集方法】 戸別収集 【収集回数】 週1回 【形態】 委託 【搬入先】 保管施設	【処理方法】 再資源化 【処理形態】 委託 【処理主体】 資源再生業者	資源再生業者において資源化
	小型電子機器	【収集方法】 拠点回収 【収集回数】 随時 【形態】 委託 【搬入先】 認定事業者		認定事業者において資源化
	新聞・雑誌・段ボール・古布類	集団回収		

#### 4 中間処理の概要

##### (1) 処理施設の概要

ア

施設名	三重中央開発株式会社 三重リサイクルセンター	
所在地	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地	
敷地面積	700,000㎡	
処理方法	焼却処理	
処理能力	130t/日	237t/日×2 炉
建設年	平成 9 年	平成 25 年
炉形式	キルンストーカー炉	キルンストーカー炉

イ

施設名	大栄環境株式会社 伊賀リサイクルセンター	
所在地	三重県伊賀市治田字北福澤3693番14	
敷地面積	30,000㎡	
処理方法	メタン発酵処理	
処理能力	320t/日	
建設年	令和4年	

##### (2) 廃棄物の種類及び年間処理量の見込み

施設名	処理対象物	処理量の見込み
三重中央開発株式会社 三重リサイクルセンター	一般家庭ごみ、事業系ごみ	4,700t/年
	可燃性粗大ごみ	200t/年
大栄環境株式会社 伊賀リサイクルセンター	一般家庭ごみ、事業系ごみ	

※大栄環境(株)伊賀リサイクルセンターについては、三重中央開発(株)三重リサイクルセンターのバックアップとして想定していることから搬入量の見込みは行わない。

## 5 最終処分地の概要

### (1)最終処分地の概要

ア

最終処分場名	三重中央開発株式会社 管理型最終処分場
所在地	三重県伊賀市予野字鉢屋4606 他 105 筆
管理主体	三重中央開発株式会社
供用開始	昭和59年1月
埋立面積	361,711㎡
埋立容量	12,807,077 m <sup>3</sup>
埋立形式	管理型最終処分場
埋立方法	サンドイッチ・セル工法
遮水設備	底面:保護マット+遮水シート 1.5 mmを二重施工し、保護土を施工 側面:保護マット+遮水シート 1.5 mmを二重施工し、遮光マットを施工
調整槽容量	50,000 m <sup>3</sup>
浸出水 処理方式	凝集沈殿処理法(Ca 除去)+生物学的脱窒素処理法+凝集沈殿処理法+活性炭吸着処理法砂ろ過処理法+RO 膜

イ

最終処分場名	大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場
所在地	大阪市此花区北港緑地地先
管理主体	大阪湾広域臨海環境整備センター
供用開始	平成 21 年 10 月
埋立面積	950,000 m <sup>2</sup>
埋立容量	13,980,000m <sup>3</sup>
埋立形式	管理型処分場
埋立方法	海上運搬された廃棄物を陸上機械で揚陸し、浮棧橋によるダンプ車等の場内運搬で埋立てを実施
遮水設備	止水矢板
浸出水 処理方式	夾雑物等の除去+pH 調整+生物学的脱窒素処理法+凝集沈殿処理法+砂ろ過処理法+消毒処理

(2) 廃棄物の種類及び年間埋立量の見込み

施設名	処理対象物	埋立量の見込み
三重中央開発株式会社 管理型最終処分場	一般家庭ごみ、事業系ごみに由来する焼却残渣	僅少 (4,700t/年)
	可燃性粗大ごみに由来する焼却残渣	僅少 (200t/年)
大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場	粗大ごみ及びビン類に由来するガラス屑及び陶磁器屑等	22.6t/年

※一般家庭ごみ、事業系ごみ及び可燃性粗大ごみに由来する焼却残渣については、焼却処理を経て路盤材等に再利用されており、一部再利用不可な焼却残渣については最終処分場で埋立処分されているが、微量であるため僅少と表記している。

※括弧の数値は、搬入量の見込み

※陶磁器屑等埋立量については、令和6年度実績22.0t/年と令和7年度実績見込み23.1t/年(本計画作成時点では令和8年1月までの実績値しか得られなかったことから、令和8年2月3月についても平均的に発生するものとして算出した。)から、平均により令和8年度における発生量を算出した(小数点第二位を四捨五入)。

6 処理の基本方針

- (1) 忠岡町(以下「町」という。)は、排出者が自ら処分できるものを除いた家庭系一般廃棄物について、法及び忠岡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年忠岡町条例第19号。以下「条例」という。)の定めるところにより適正に処理する。
- (2) 住民は、家庭系一般廃棄物を可燃ごみ、粗大ごみ、ビン、カン、容器包装プラスチック、ペットボトル、小型電子機器及び紙類等に分別して排出し、資源として再利用できるものはリサイクルに努める。
- (3) 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら処分することを原則とするが、これにより難しいときは、法及び条例の定めるところにより、積替施設に直接搬入し、又は忠岡町一般廃棄物収集運搬許可業者に有料で委託するなど、排出者自ら適正に処理する。
- (4) 家庭系一般廃棄物の分別方法については、品目ごとに整理の上、町ホームページにおいて公開する。
- (5) 処理困難物については、購入した店に引き取ってもらうなど、排出者自ら適正に処理する。
- (6) 小型電子機器については、忠岡町役場(生活環境課前)及び忠岡町文化会館1階に設置されている回収ボックスで回収を行い、リサイクルに努める。回収品目は、携帯電話、デジタルカメラ、携帯型ゲーム機、タブレット、補助記憶装置等で、回収ボックスに投入できる大きさとする。

## 7 一般廃棄物の排出抑制に関する方針

- (1)ごみの減量と資源化、負担の公平性の確保を図るため、指定ごみ袋による可燃ごみの収集を継続する。
- (2)一般廃棄物の排出を抑制するため、小型電子機器の回収を行い、一般廃棄物の排出抑制及び資源の有効利用を図る。
- (3)生ごみの減量化を図るため、食べきり、使いきり、水きりの3きりの啓発を行う。
- (4)引き続き、事業系一般廃棄物の排出状況に関する調査を実施し、有効的な排出抑制施策の検討を行う。

## 8 再資源化に関する方針

- (1)一般家庭ごみに含まれる紙ごみの減少に向けて、必要な調査を実施し、有効的な施策の検討を行う。
- (2)紙類及び古着・古布については、集団回収助成金を引き続き継続する。
- (3)ビンについては、色別に選別し、資源再生業者に搬出する。
- (4)カンについては、アルミニウム缶とスチール缶に選別し、資源再生業者に搬出する。
- (5)ペットボトルについては、圧縮梱包し、指定法人に搬出するとともに、水平リサイクルの導入に向けた調査検討を行う。
- (6)容器包装プラスチックについては、資源再生業者に搬出する。
- (7)その他プラスチックについては、資源再生業者に搬出する。
- (8)粗大ごみに含まれる金属類については、資源再生業者に搬出する。
- (9)小型電子機器については、回収ボックスに投函されたものを、認定事業者へ搬出する。

### 第3 し尿処理

#### 1 生活排水処理体制

本町では、し尿と生活雑排水を併せて処理する公共下水道、合併処理浄化槽を使用している世帯と、し尿のみを処理する単独処理浄化槽を使用している世帯及びし尿の汲み取りを行っている世帯とがある。

収集されたし尿及び浄化槽汚泥の処理及び最終処分については、泉北環境整備施設組合に委託しており、一連の処理体制を下図に示す。

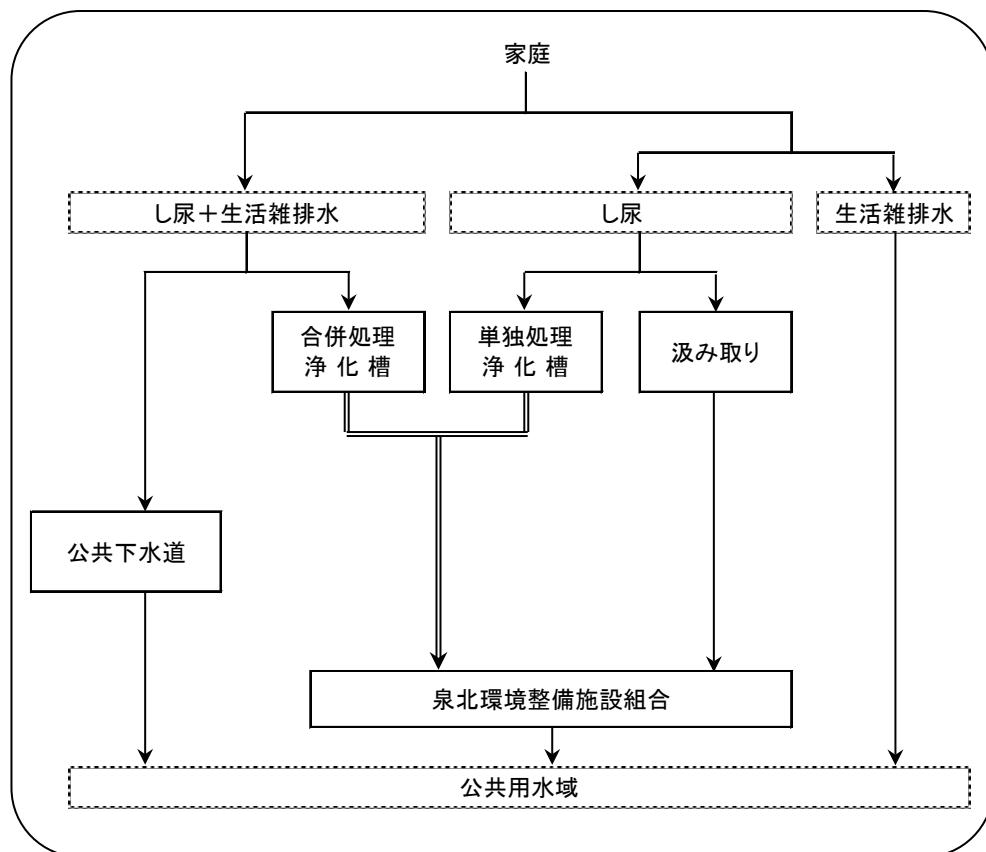


図 生活排水処理体制

#### 2 令和7年度実績値(見込み)と基本計画における計画値の比較

区分	令和7年度実績値(見込み)	令和7年度計画値
し尿	652.10kL/年	581kL/年
浄化槽汚泥	530.87kL/年	388kL/年

※令和7年度実績値について、本計画作成時点では令和8年1月までの実績値しか得られなかったことから、令和8年2月3月についても平均的に発生するものとし、令和7年度実績見込みとして表している。

※令和7年度計画値は、忠岡町一般廃棄物処理基本計画(令和5年3月策定)p.88に示される値であり、公共下水道の各種推計において水洗化・生活雑排水未処理人口が令和30年度に0とされていることから、令和3年度実績値と令和30年度推計値の間を直線回帰式で推計した値。

### 3 令和 8 年度計画値

#### (1)処理人口

項目	令和 8 年度処理人口計画値
水洗化・生活雑排水処理人口	14,522 人
(1)公共下水道人口	14,494 人
(2)合併処理浄化槽人口	28 人
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	702 人
非水洗化人口(汲み取り人口)	510 人

※忠岡町一般廃棄物処理基本計画(令和 5 年 3 月策定)p. 87 より

#### (2)し尿及び浄化槽汚泥量

区分	令和 8 年度計画値
し尿	512kL/年
浄化槽汚泥	372kL/年

※忠岡町一般廃棄物処理基本計画(令和 5 年 3 月策定)p. 88 より

### 4 生活排水の処理形態

#### (1)し尿浄化槽汚泥の処理形態

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	許可業者※下記のとおり	事務委託により、泉北環境整備施設組合において脱水・焼却を行う	焼却後の残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場において埋立処分を行う。
浄化槽汚泥	許可業者※下記のとおり		

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項に規定する許可業者  
〔種別/浄化槽汚泥〕(有)伊田清掃、(株)フジワラー

#### (2)処理施設の概要

施設名	第 1 事業所し尿処理場(泉北環境整備施設組合)
所在地	大阪府泉大津市汐見町 98 番地
敷地面積	8,642.22 m <sup>2</sup>
建物面積	2,998.62 m <sup>2</sup>
竣工年月	昭和 62 年 1 月
処理方式	低希釈高負荷酸化処理方式
公称能力	200kl/日(生し尿 125kl/日・浄化槽 75kl/日)

### (3)最終処分場の概要

最終処分場名	大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場
所在地	大阪市此花区北港緑地地先
管理主体	大阪湾広域臨海環境整備センター
供用開始	平成 21 年 10 月
埋立面積	950,000 m <sup>2</sup>
埋立容量	13,980, 000m <sup>3</sup>
埋立形式	管理型処分場
埋立方法	海上運搬された廃棄物を陸上機械で揚陸し、浮棧橋によるダンプ車等の場内運搬で埋立てを実施
遮水設備	止水矢板
浸出水 処理方式	夾雑物等の除去 + pH 調整 + 生物学的脱窒素処理法 + 凝集沈殿処理法 + 砂ろ過処理法 + 消毒処理

#### 4 生活排水の処理計画

##### (1) 排出抑制計画

公共下水道への接続を促進し、水洗化率を向上させることにより、し尿及び浄化槽汚泥は減少することから、下水道整備済区域内の未接続世帯に対しては、継続的に説明し、理解を得られるように努め、早期の接続を図り、区域内での接続の推進を図る。

##### (2) 収集・運搬計画

現在、許可業者による収集・運搬が行われている。し尿・浄化槽汚泥ともに、量は年々減少傾向にあり、この傾向は今後も続くものと考えられる。平成28年6月より泉北環境整備施設組合で処理を行っており、収集運搬の現体制を今後も継続していくことで、適正かつ円滑な処理を資するものとし、収集対象世帯数等に大きな変動が生じた場合は適宜見直しを行うものとする。

##### (3) 中間処理計画

下水道整備済区域では、公共下水道による処理を行っていく。し尿及び浄化槽汚泥は、平成28年6月より泉北環境整備施設組合において効率的で安定した処理を行っているため、今後も、この体制を継続するものとする。

##### (4) 最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥は、泉北環境整備施設組合において処理されているが、し尿及び浄化槽汚泥の減少、ひいてはし渣焼却灰等の最終処分量の減量効果もあることから、公共下水道への接続促進・水洗化率向上を図っていく。